

# いじめ対策委員会だより

猪苗代高校 2017. 5. 11

「いじめ防止対策推進法」が、施行されて、早3年が経過しました。この法律には、国を挙げて「いじめ」を絶対に許さないという姿勢が示されています。

みなさんは、本校に「学校いじめ防止基本方針」があるのを知っていますか？ 少し紹介したいと思います。本校のHPにも掲載されています。



## ○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

➡ **本人が、心身の苦痛を感じていれば、それは、「いじめ」です！！**

## ○ 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

➡ **冷やかしや、無視、ラインなどのSNS上の悪口、陰口などなど、日常生活の中には、いじめにつながるものがたくさんあります。**



## ○ いじめ対策委員会 があります！！

メンバー 佐藤校長先生、山内教頭先生、生徒指導主事（橘T）、各学年主任（新田T、鈴木T、増子T）、五十嵐養護教諭、河ロスクールカウンセラー

➡ **何か困ったことがあれば、一人で悩まずに誰かに相談してください。また、周りで、気づいた人がいれば、教えてください。**

人の心の痛みに敏感になって、思いやりのある人間関係を築きましょう(\*\_\*) 自分のとった行動は、良い事も悪いことも、必ず自分にかえってきます。自分自身を見つめ直してみましよう。

